

等、所要の対策を講ずる。

3 プレジャーボート等の安全対策の推進

(1) プレジャーボート等の救助体制の充実強化

プレジャーボート等の活動が活発化する時期及び海域を考慮しながら、より効率的に巡視船艇を運用するとともに、ヘリコプターの機動性、搜索能力、つり上げ救助能力等を最大限に活用する等、救助体制の強化を図る。また、(社)日本水難救済会や(財)日本海洋レジャー安全・振興協会等と連携した救助活動を行う。

(2) プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

小型船舶操縦者に対しては、酒酔等操縦や危険操縦の禁止、免許者の自己操縦、救命胴衣等の着用等の遵守事項が定められており、各地方運輸局等では、遵守事項について、関係機関と連携したパトロール・周知啓蒙活動並びにポートショー等における啓発活動を行う。

また、常時着用により適した救命胴衣の普及促進、乗船者等を対象とした講習会、イベント等の機会における常時着用に係る啓蒙・啓発活動の実施を行うことにより、プレジャーボート等の安全向上を図る。

さらに、プレジャーボートの安全な活動拠点となるマリーナの質の向上を図るため、関係公益団体と協力し、マリーナ関係者に対する安全講習会を実施する。

海上保安庁は、海難防止講習会や訪船指導等を通

じて、海難防止思想の普及を図るとともに、海難防止強調運動の実施等により、海上交通ルールの遵守、気象・海象等の安全に資する情報の早期入手その他安全運航のための基本的事項の指導等を行う。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリトレジャースポーツの利用が盛んな水域等を重点として、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや地元団体及び関係公益団体との協力体制の強化等を通じて効果的な安全対策を推進する。

(3) プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図る。

(4) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶やプレジャーボート等に対しても、気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット、携帯電話等を通じて提供する沿岸域情報提供システムの整備・運用を行う。

(5) 小型船舶に関する制度の充実

小型船舶操縦士免許制度については、航行の安全性を確保しつつ、より簡素・合理化した制度とするため、1級及び2級の免許に係る5トン限定免許を原則廃止したことから、利用者への周知及び的確な運用を図る。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、海難の発生に直接結びつくおそれのある海事関係法令違反の取締りに重点を置き、船舶への立入検査を実施するなど、様々な機会を通じて現場における指導取締りを実施する。

また、港内、狭水道等船舶交通のふくそうする海域において、巡視船艇による交通整理及び航法違反等の指導取締りを実施し、特に海上交通安全法(昭

47法115)に定める11の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを実施する。

警察では、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の大型化、高速化等を進めるとともに、水上警察活動に従事する警察職員に専門的な知識、技能を習得させるなど、水上警察活動の体制の充実強化を図る。

船舶交通のふくそうする港内，事故の起きやすい海浜，河川及び湖沼等において，警ら用無線自動車や警察用航空機と連携したパトロール等による警戒，警備，訪船連絡等を効果的に実施し，事故に直結しやすい海事関係法令違反に重点を置いた指導取締りを推進する。また，レジャースポーツに伴う事故防止のため，その愛好者に対し遊具の搬送，持込みに際して安全指導を行う。さらに，各種レジャー

スポーツ関係業者，港湾，船舶，漁業関係業者等と共に官民一体となった水上交通安全思想の普及・啓発活動を行う。

このほか，レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者，漁業関係者等との事故を防止するため，水上安全条例の運用等を通じて，危険行為の防止に努めるなど，水上交通に関する秩序の維持に努める。

第7節 救助・救急体制の整備

1 海難情報の収集処理体制の整備

海上保安庁では，海難情報を早期に入手し，迅速かつ的確な救助活動を行うため，海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守し，事案の発生に備える。また，広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため，緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知，定着を図る。

2 海難救助体制の充実・強化及び海難救助技術の向上

1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（SAR条約）に対応し，北西太平洋の広大な海域における捜索救助活動を迅速かつ的確に行うため，海運・水産関係者に対する日本の船位通報制度（JASREP）への参加促進を継続し，その有効な活用を図るほか，SAR条約に基づく近隣諸国等との海難救助に関する協力体制の充実を図る。

海難等が発生した際に，救助対象へ救助勢力を早期に投入するため，24時間の当直体制をとるとともに，船舶交通のふくそう状況，気象・海象状況等を勘案し，海難の発生のおそれがある海域において，巡視船艇・航空機を効率的に運用する。また，大型台風の接近等により大規模な海難等の発生が予想される場合には，非常配備体制をとり事案の発生に備える。

実際に海難等が発生した場合には，巡視船艇・航空機を現場に急行させるとともに，関連する情報を速やかに収集・分析して捜索区域，救助方法等を決

定する等，迅速，的確な救助活動を実施する。

また，高度な救助技術・知識が要求される特殊な海難や高度な応急処置を要する傷病者の救助に対応するため，特殊救難隊及び救難強化巡視船による特殊救難体制や救急救命士の適正な配置による救急救命体制の充実・強化を図る。

さらに，福岡，函館，美保及び鹿児島航空基地に加え関西空港海上保安航空基地に機動救難士を配置し，人命救助体制の充実・強化を図る。

このほか，（社）日本水難救済会が実施する救助訓練の指導等，民間救助体制の強化を図る。

一方，海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者を減少させるために救命胴衣の常時着用，携帯電話等の連絡手段の確保，緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を三つの基本とする自己救命策確保キャンペーンを強力に推進し，救命胴衣着用推進モデル漁協，同マリーナの指定拡充等により救命胴衣の着用率の向上を図る。

警察では，船舶無線・各種水難救助資器材等の整備充実を図るとともに，警察用船舶と警察用航空機との連携による救助訓練等を通じて救助技術の向上に努める。また，水難の発生が予測される水域におけるパトロールを強化するとともに，警察用航空機等との連携を密にして水難救助活動を強化する。

3 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し，医師，看護師の迅速かつ円滑な出動を行い，適切な医療活動を行うため，（社）日本水難救済会が事業主体となって実施